

秋田県条例第四十一号

秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第一条 秋田県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第五条第二項及び第五十九条第五項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

(秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第二条 秋田県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十六号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「以下」を「第八号において」に改め、同条第七号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第五条第一項中「として」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第十九条第一項中「この場合において」の下に「、第五条第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と」を加える。

第二十条第一項中「として」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第二十四条第二項中「読み替える」を「、第二十条第一項中「こども家庭庁長官及び厚生労働大臣」とあるのは「厚生労働大臣」と読み替える」に改める。

第二十五条中「省令」を「命令」に改める。

第二十九条第二項中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に改める。

第四十二条並びに第五十五条第一項及び第二項中「省令」を「命令」に改める。

第五十六条第一項中「省令」を「命令」に改め、同条第二項中「省令」を「命令」に改め、「以下」の下に「この項において」を加える。

第六十六条第一項中「以下同じ」を「次条及び第百十四条の十二において同じ」に改め、同条第二項中「として」の下に「こども家庭庁長官及び」を加える。

第八十四条及び第九十一条中「省令」を「命令」に改める。

第九十二条第一項第二号中「省令」を「命令」に、「以下」を「次条第二項において」に改める。

第九十九条中「以下」を「次条及び第一百二条において」に、「省令」を「命令」に改める。

第一百三三条中「(省令)」を「(命令)」に改め、「をいう」の下に「。第一百十四条の六において同じ」を加え、「専ら省令第六条の十第一号」を「専ら同号」に改める。

第一百七条第二項中「省令」を「命令」に改める。

第一百十条中「(省令)」を「(命令)」に、「(以下)」を「(次条及び第一百十九条第一項において)」に、「省令第六条の十第二号」を「同号」に改める。

第一百十四条の二中「省令」を「命令」に改める。

第二百一十一条中「以下「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」を「次条第一項第二号及び第三号並びに第二百五条第三項において「特定基準該当自立訓練(機能訓練)」に、「省令」を「命令」に、「以下「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」を「第二百五条第四項において「特定基準該当自立訓練(生活訓練)」に、「以下「特定基準該当就労継続支援B型」を「次条第一項第四号及び第二百五条第五項において「特定基準該当就労継続支援B型」に改める。

第二百二十五条第三項及び第四項中「省令」を「命令」に改め、同条第五項中「省令」を「命令」に、「(以下)」を「(次条及び第一百十九条第一項において)」に改める。

(秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第三条 秋田県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年秋田県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第二条第二号中「厚生労働大臣」を「主務大臣」に、「以下同じ。」を「第七号において同じ。」を「」に改める。

第四条第一項第二号中「省令」を「命令」に、「以下同じ」を「第十五条第二項において同じ」に改め、同項第三号中「省令」を「命令」に、「以下」を「第十五条第二項において」に改め、同項第五号中「省令」を「命令」に、「以下」を「第十五条第二項及び第十六条第一項において」に改める。

(秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第四条 秋田県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号、第四条、第二十三条、第三十五条及び第三十九条中「省令」を「命令」に改める。

第四十条第一項中「者（以下）」を「者（第四十二条第一項において）」に、「省令」を「命令」に改める。

第四十四条、第四十八条、第五十五条第二項及び第五十八条中「省令」を「命令」に改める。

（秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第五条 秋田県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十二号）の一部を次のように改正する。

第八条第一項第一号中「省令」を「この号において「命令」に、「省令」を「命令」に改める。

（秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第六条 秋田県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年秋田県条例第七十三号）の一部を次のように改正する。

第十八条第一項、第二十二條第一項、第三十一條第一項、第三十五條第一項、第三十九條第一項及び第四十四條第一項中「厚生労働大臣」を「こども家庭庁長官」に改める。

第四十七條第一項各号列記以外の部分中「厚生労働省組織規則（平成十三年厚生労働省令第一号）第六百二十二條第一項」を「こども家庭庁組織規則（令和五年内閣府令第三十八号）第十六條第一項」に、「以下」を「第三号及び第四号において」に改め、同項第三号中「以下」を「次号において」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。